

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案に対する修正案

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の一部を次のように修正する。

第十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の措置を講ずるに当たっては、配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。）、ストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第七条第一項に規定するストーカー行為等をいう。）その他の事由により女性の職業生活における活躍に支障が生じている場合については、その女性の置かれた状況に応じて必要な配慮がなされるものとする。

第二十三条第二項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

第三十条第一号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改める。

附則第二条第二項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。